

事例から学ぶ

## 介護事業者の事故対応

## 「持病の発作はデイの責任ではない」と説明したら

－急変対応での過失の有無－

## ■脳梗塞の発作に気付くのが遅れた

Bさん(88歳女性)は要介護4の利用者で、10年前に脳梗塞の発作で左半身麻痺となり、最近では認知症も重くなってきました。デイサービスではほとんど発語が無く、1日中車椅子で静かに過ごし、よく居眠りをする姿がみられます。ある日、デイサービスに来所された時から、居眠りをしていたものの、バイタルチェックではいつもと変わりありませんでした。昼食時にもBさんは眠ったままなので、何度か声をかけましたが、起きる様子がなかったため、昼食は取りやめました。午後2時の水分補給の際に声をかけましたが反応が無く、異常を察した看護師が救急搬送しました。Bさんは脳梗塞の発作と判明し、意識が戻らないまま5日後に亡くなりました。発作の発見が遅れたことを咎める家族に対して、「持病の発作はデイの責任ではありません」と説明し、家族と大きなトラブルになりました。

## 体長急変を防止する義務は無いが適切に対応する義務がある

## ■通所介護の利用者への医療的配慮

デイサービスなどの高齢者施設では、持病の発作などの体調急変を防止する義務はありませんが、発生した時に適切な対応をする義務があります。この義務を怠った過失として賠償責任を問われてしまうケースがあります。では、絶えず体調を把握・監視して、脳梗塞などの発作が起きたすぐに気づいて医療機関に搬送しなくてはならないのでしょうか？



実はこの“体調急変などへの対応義務”は施設の種類によって差があります。デイサービスの利用者に対する医療的な配慮について、次の2点については異論のないところでしょう。

- ①デイサービスの利用に適した状態かどうか、全般的な利用者の健康チェックを行う。
- ②事故や体調急変で利用者の生命・身体に危険が生じた場合、救急搬送などの適切な対応をする。では、利用者個別の疾患などへの医療的配慮は、どの程度必要になるのでしょうか？

## ■個別の持病に配慮する義務は無いが…

通所介護の運営基準には次のような規定があります。「通所介護の職員等は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(105条)」と。この文言からは、デイサービスには特養や老健のような特別な医療的配慮(\*)は求められていないことが分かります。運営基準はデイサービスという事業所には医療的配慮を義務付けていませんが、一方で利用者10名以上のデイサービスには看護師の配置を義務付けています(93条2項)。すると、看護師は介護職員と同等の医療的配慮でも良いということにはなりません。ではデイサービスの看護師に求められる医療的配慮というのはどの程度必要なのでしょうか？次のように解釈しても良いでしょう。

デイサービスの看護職員はその資格に見合った(准看護師はその資格なりの)知識や技術をもって、高齢者の生活の場への全般的な医療的配慮(日常生活における体調管理など)を行えば足り、個別利用者の疾患への配慮や固有の医療業務を行う必要はない。ただし、体調急変や感染対策などについては固有の役割がある。

※特養の運営基準では「指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない」とされており、積極的な医療的配慮が求められる

## 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・窪田  
TEL 050 - 3461 - 1161

## 担当課・支社 代理店

株式会社福祉医療共済会  
東京都渋谷区渋谷3-12-22  
TEL 03-5466-0881  
<https://www.fi-k.jp>